

薬生食輸発0822第1号
令和5年8月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年8月14日付け薬生食輸発0814第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、米国産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。